

## 平成20年度決算における健全化判断比率・資金不足額比率

～ 健全な財政運営の方針として、指標の改善に努めます ～

平成20年4月1日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、昨年からは健全化判断比率などの公表が義務づけられました。

この健全化法には、今までの地方公共団体の破産を「再建再生基準(レッドカード)」とすると、破綻一步手前の危険団体を「早期健全化基準(イエローカード)」とする新たな区分がつけられました。

平成20年度決算においても、基準内ではあるものの、実質公債費比率と将来負担比率はともに悪化し、安心できるものではありません。

将来の負担に考慮した財政運営を行い、借入金残高を減らし、基金(貯金)を増やす必要があります。

### 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率(前年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—)	13.70	20.00
連結実質赤字比率	— (—)	18.70	40.00
実質公債費比率	15.0 (13.8)	25.0	35.0
将来負担比率	230.6 (217.7)	350.0	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額はないため、「—」と表示しています。

### 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準
大月市病院事業会計	— (—)	20.0
大月市簡易水道特別会計	— (—)	
大月市下水道特別会計	— (—)	

※ 資金不足額はないため、「—」と表示しています。

「**実質赤字比率**、**連結実質赤字比率**、**資金不足比率**」は、地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化したものです。通常、収入以内の支出(黒字)となっていますので、ほとんどの市町村では「—」となると思われます。病院事業会計は、企業会計を採用していますので、貸借対照表における流動資産(手持現金)から流動負債(履行期限が一年以内の負債)を差し引いた金額です。

赤字(資金不足)となっていない要因は、一般会計においては基金(貯金)の取り崩しによる収入不足額を補い、他会計においては一般会計からの補助金等により不足額を補っているためであり、それらの収入がなれば赤字となります。

「**実質公債費比率**」は、一般財源(自治体が自由に使えるお金)に占める借金返済割合であり、3年間(18・19・20年度)の平均数値です。

単年度数値では、18年度15.3、19年度15.0、20年度14.9であり、今後15.0程度を推移すると見込めます。

「**将来負担比率**」は、一般財源(自治体が自由に使えるお金)に対する“将来”支払う借金・負債の割合を示すものです。

将来負担比率が230.6ポイントと高い水準でいる要因は、

- ・下水道事業に多額な投資をしましたが、供用開始したばかりで普及率が低く、借入返済に一般会計から補てんを行っていること。
- ・水道事業にて、ダム参加による水源確保、水道管布設替などによる借入残高及び返済が多額となっていること。
- ・大月市土地開発公社において、ゆりヶ丘販売残や公共事業のために先行取得した用地の借入金残高が多額であること。

があげられますが、これらの改善対策を講じていきます。

対象となる会計・団体は

一般会計	実質赤字比率 (-)	連結 実質 赤字 比率 (-)	実質 公債 費 比率  (15.0)	将来 負担 比率  (230.6)
大月短期大学特別会計				
国民健康保険特別会計				
介護保険特別会計				
老人保健特別会計				
介護サービス特別会計				
病院事業会計	資金不足比率 (-)			
簡易水道特別会計	資金不足比率 (-)			
下水道特別会計	資金不足比率 (-)			
東部地域広域水道企業団				
大月都留広域事務組合				
山梨県東部広域連合				
山梨県市町村総合事務組合	(準元利償還金・実質的な将来負担なし)			
山梨県市町村自治センター	( // )			
山梨県後期高齢者医療広域連合	( // )			
大月市土地開発公社				